

第 1 0 回合併協議会協議事項

協議案第 2 0 号	使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議） --	P 1
協議案第 4 1 号	消防防災関係事業の取扱いについて -----	P 2
協議案第 4 2 号	交通関係事業の取扱いについて -----	P 3
協議案第 4 3 号	障害者福祉事業の取扱いについて -----	P 4
協議案第 4 4 号	児童福祉事業の取扱いについて -----	P 5
協議案第 4 5 号	保育事業の取扱いについて -----	P 6
協議案第 4 6 号	環境対策事業の取扱いについて -----	P 7
協議案第 4 7 号	上水道、下水道事業の取扱いについて -----	P 8
協議案第 4 8 号	文化振興事業の取扱いについて -----	P 9

使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

使用料、手数料等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

使用料、手数料等の取扱い

- 1．各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- 2．各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。
- 3．各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。

消防防災関係事業の取扱いについて

消防防災関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

消防防災関係事業の取扱い

- 1 . 地域防災計画については、合併後に大館市の計画を基に統一する。
- 2 . 防災組織（体制）については、合併時に大館市の制度に統合する。
- 3 . 水防計画については、合併後に大館市の計画を基に統一する。
- 4 . 避難場所の指定については、現行のとおりとする。
- 5 . 防災施設及び災害時備蓄品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 . 自主防災組織については、合併後に再編する。
- 7 . 防災行政無線については、合併後に再編する。
- 8 . 常備消防体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 . 災害時の総合応援支援協定については、合併時に大館市の制度に統一する。

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

交通関係事業の取扱い

- 1．バス路線維持事業については、新市において継続する。
- 2．単独バス運行事業については、現行のとおりとする。
- 3．コミュニティバス運行事業については、現行のとおりとする。
- 4．ＪＲ駅業務委託については、現行のとおりとする。
- 5．交通指導員については、合併時に再編する。
- 6．交通安全啓発事業については、合併後の事業内容を交通安全対策協議会で決定する。

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

障害者福祉事業の取扱い

- 1．身体障害者（児）補装具の交付及び修理については、合併時に大館市の制度に統一する。
- 2．障害者（児）日常生活用具給付等事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- 3．在宅障害者共同作業所通所費助成については、現行の大館市の制度を適用する。
- 4．障害者共同作業所については、現行のとおりとする。
- 5．障害者バス・有料道路割引については、現行のとおりとする。
- 6．身体障害者在宅バリアフリー化支援事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- 7．在宅福祉活動促進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- 8．身体障害者訪問入浴等サービス事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- 9．障害者社会参加促進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- 10．障害者福祉都市推進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- 11．重度心身障害者（児）移送費給付事業については、合併後に再編する。

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 27 日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

児童福祉事業の取扱い

- 1 . 国または県等が定める制度で、要綱等に準拠して実施している事業については、現行のとおりとする。
- 2 . 国または県等が定める制度及び独自に実施している事業で、大館市のみが実施しているものについては、大館市の制度を適用する。
- 3 . 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 . 移動児童館事業及び地域子育て支援センター事業並びに放課後児童クラブについては、現行のとおりとする。
- 5 . 出産祝金については、平成 17 年度に限り、比内町、田代町在住者で、第 3 子以降を出生した保護者に対して、5 万円を支給する。
平成 18 年度以降については、合併後に再編する。

保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 27 日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

保育事業の取扱い

- 1 . 保育所・保育園事業については、現行のとおりとする。ただし、へき地保育所の保育料及び運営形態は、平成 19 年度まで現行のとおりとし、その後、保育料の統一及び運営形態について調整する。
- 2 . 特別保育事業については、現行のとおりとする。ただし、休日保育及び障害児保育については、大館市の制度を適用する。
- 3 . 保育所給食については、現行のとおりとする。
- 4 . 保育料の減免については、合併時までに統一する。ただし、母子・障害者世帯の場合の減免額は、保育料徴収基準額表の一本化後に統一する。
- 5 . 保育料の決定及び徴収については、合併時までに再編する。

環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

大館市・比内町・田代町

合併協議会

会 長 小 畑 元

環境対策事業の取扱い

- 1．環境に関する計画については、合併後に再編する。
- 2．環境美化事業については、地域の実情を考慮し、合併後に再編する。
- 3．不法投棄ごみ防止については、合併時に大館市の制度に統一する。
- 4．公害調査等については、合併後に再編する。

上水道、下水道事業の取扱いについて

上水道、下水道事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

上水道、下水道事業の取扱い

- 1．上水道事業及び簡易水道事業については、合併時に公営企業として統合する。ただし、比内町の簡易水道事業給水区域の一部については、小規模水道として新市に引き継ぐ。
- 2．水道使用料については、平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上統一する。
- 3．水道加入金・分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。
- 4．水道関係手数料については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、開栓・再開栓・閉栓手数料については、平成19年度まで現行のとおりとし、平成20年度に再編する。
- 5．工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6．公共下水道事業については、合併時に公営企業として統合する。
- 7．下水道使用料については、平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上統一する。
- 8．下水道事業受益者負担金・分担金については、現行のとおりとし、納期については、大館市の納期に統一する。
- 9．合併処理浄化槽設置整備補助事業については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
- 10．戸別合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、事業計画については、合併後に見直しを図る。
- 11．下水道・合併処理浄化槽事業関係融資あっせん制度等については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する。

文化振興事業の取扱いについて

文化振興事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 27 日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

文化振興事業の取扱い

- 1 . 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 . 市町村史等編さんについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 . 指定文化財については、合併時に大館市の制度に統一する。